

II 事業者指定担当

I 届出について

【全サービス共通（基準該当・移動支援・地域活動支援事業所を除く）】

1 令和8年度介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書の提出について

介護給付費等の算定に当たり「平成18年9月29日厚生労働省告示第523号」の規定等に基づき「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」をあらかじめ名古屋市に届け出ることとなっています。

(1) 提出方法

Web上での専用提出フォームによる電子データの提出

「(3) 提出書類」掲載ページに、提出フォームのリンクを掲載します。

(2) 提出期限

サービス種類	内容	提出期限
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護	前年度 (R7.4~R8.2) の実績で特定事業所加算を算定する場合	令和8年3月31日(火) <u>厳守</u>
	直近3ヶ月 (R8.1~R8.3) 実績で特定事業所加算を算定する場合	令和8年4月15日(水) <u>厳守</u>
	新たに特定事業所加算を算定する場合	P.89 をご確認ください。
	特定事業所加算を算定しない場合	提出不要
・療養介護・生活介護 ・短期入所・重度障害者等包括支援 ・施設入所支援 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・自立生活援助・共同生活援助 ・就労定着支援・就労移行支援 ・就労継続支援(A型・B型) ・就労選択支援		令和8年4月15日(水) <u>厳守</u>
・特定相談支援事業所 ・一般相談支援事業所 (地域移行・地域定着)	新たに加算を算定する場合や、加算区分・加算内容を変更する場合	令和8年4月15日(水) <u>厳守</u>
	加算区分・加算内容に変更がない場合	令和8年4月15日(水) <u>厳守</u>

※障害児相談支援事業所の届出書は子ども青少年局子ども福祉課へご提出ください。

(3) 提出書類

様式は以下からダウンロードしてください。

[>TOP>事業者の方へ>新着情報>令和8年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について](#)

- (4) 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」に係る注意事項・よくある誤り ※提出前に、必ずご確認ください。

【従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式）】

- ◆変形労働時間制を採用していない場合は第5週の記載は不要です。
- ◆勤務体制は4月の予定で記入し、予定／実績の別は予定を選択してください。
- ◆2ページ目の平均利用者数を算出する表は必ず入力し、＜人員に関する基準＞を上回っていることを確認してください。
- ◆同一法人内の他の事業所と兼任している職員については「(11) 兼務状況」欄を忘れず記入願います。
- ◆訪問系（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）事業所については、指定を受けているサービスすべて、それぞれ作成し添付してください。

※従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（市様式例 38）（訪問系）を提出いただくことも可能です。その場合以下の点にご留意ください。

- ①実施するすべてのサービスについて、各従事者の従事状況を「サ」、「従」または「×」の記号で記載してください。
- ②サービス提供責任者の必要配置数の算出の表に、直近の1月から3月までの実績を記入し、サービス提供責任者の必要配置数を満たしているか確認してください。

管理者がサービス提供責任者等を兼務する場合は、従事時間を分けること（原則として管理者2分の1、サービス提供責任者2分の1とする）

居宅介護に従事しない場合は「×」を記入

居宅介護職種 ※1	勤務形態 ※2	重度訪問 ※3	同行援護 ※3	行動援護 ※3	移動支援 ※3	資格 ※4	氏名	予定	実績
管理者	②						愛知 太郎		
サービス提供責任者	②	サ	サ	サ	サ	介護福祉士・同行援護従事者養成研修（一般・応用）・行動援護従事者養成研修	愛知 太郎		
×	③	×	サ	×	×	実務者研修 同行援護従事者養成研修（一般・応用）	福 健造		
従業者	③	従	×	サ	従	行動援護従事者養成研修	森増 木子		
従業者	①	従	従	従	従	国ヘルパー2級・行動援護従事者養成研修	名護 一子		
×	③	従	×	×	×	初任者研修	健福 次郎		
事務員	③						高冷 福士		

【介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）】

- ◆「その他該当する体制等」の欄は、算定する加算等の有無等についてすべての項目を必ず選択してください。加算区分に変更がない項目もすべて選択してください。
- ◆加算の有無等が前年度と異なる場合は、右端の「適用開始日」欄に「R8.4.1」と記載してください。（異動がない場合は空欄で結構です。）

【その他】

- ◆各届出書（別紙）の下欄に記載されている「添付書類」も必要ですのでご確認ください。

注意点等

- ※1 令和8年度において、特定事業所加算を算定しない居宅介護等訪問系の事業所については、当該届出書の提出は不要ですが、各事業所で人員等の体制を確認し、基準を遵守して運営してください。
- ※2 就労移行支援体制加算については、他の事業所も含めて、過去3年間において当該加算の算定対象とされた者を算定対象とすることは原則できませんのでご注意ください。
 - * 令和8年度の場合、令和5～7年度の就労継続支援体制加算の算定対象者は算定不可
- ※3 令和8年5月1日から算定の加算届も、令和8年4月15日（水）が締切になっています。提出期限を過ぎた場合、6月以降の算定になりますのでご注意ください。
- ※4 4月当初は、体制届や加算の算定に関し、多数の質問・お問合せのお電話をいただき、即時にお応えできない状況となることが予想されます。「指定基準・加算届等にかかる質問票」により、メールでのお問合せにご協力いただきますようお願いいたします。

・質問票はウェルネットなごやからダウンロードしてください。

>TOP>事業者の方へ>障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務等
 >12. 質問票

・送付先； a3965-02@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

指定基準・加算届等にかかる質問票		発信日 令和 年 月 日											
(あて先) 名古屋市 障害者支援課(事業者指定担当)		回答日 令和 年 月 日											
【送付先】 電子メールアドレス: a3965-02@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp													
注: 質問票は、PDF等に複製せずにエクセルデータのまま送付してください。													
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 問合せ内容 (いずれか1つをつけてください) </div> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定基準、指定申請等 2 加算関係 3 その他 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr><td>事業所番号</td><td></td></tr> <tr><td>事業所名</td><td></td></tr> <tr><td>サービス種別</td><td></td></tr> <tr><td>担当者名</td><td></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td></tr> <tr><td>メールアドレス</td><td></td></tr> </table>	事業所番号		事業所名		サービス種別		担当者名		電話番号		メールアドレス	
事業所番号													
事業所名													
サービス種別													
担当者名													
電話番号													
メールアドレス													
質問事項(事業者記入欄)	回答(名古屋市記入欄)												
注意: 個人情報は送付しないでください。													

【居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護】

2 新たに特定事業所加算を届け出る場合について

特定事業所加算の加算算定要件(注 1)には大きく分けて「体制要件」「人材要件」「重度障害者対応要件」がありますが、このうち「体制要件」を満たしていないことが原因で後に多額の報酬返還となる事例が多く生じています。

こうした現状を鑑み、新規で特定事業所加算を算定する事業所については、「体制要件」を満たすことを確認するための書類を届出書類に加えてご提出いただくこととしています。

算定開始の3ヵ月前の末日までにウェルネットなごやに掲載されている「要件確認申込書」をご提出いただき、前々月10日までに「体制要件確認書類(注2)」をご提出していただきます。

確認書類の審査において、体制要件を満たしていることが確認できた場合は、加算算定予定月の前月15日までに届出書類をご提出いただき、届出書類の審査を経て加算算定をお認めすることとなります。審査結果については随時連絡します。

注意点等

※1 加算算定要件はウェルネットなごやに掲載しています。ご相談の際は、事前に確認をお願いします。

>TOP>事業者の方へ>障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務等>6. 加算等の届出について>特定事業所加算(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護)の届出について>特定事業所加算(居宅系)の新規届出について>2. 特定事業所加算の算定要件について

※2 以下の書類の提出が必要です。

居宅介護・同行援護・行動援護で算定する場合・・・1～6、9
重度訪問介護で算定する場合・・・1～5、7～9

1. 届出される年度の従業者・サービス提供責任者の研修計画
2. 届出される日から1年間の従業者の健康診断の実施計画
3. 緊急時の対応方針等を記載した文書(重要事項説明書に明記することでも可)
4. 従業者の技術指導等を目的とした会議の議事録
5. 届出日の属する月の前3月間に新規に採用した従業者に対する同行研修の記録(該当者がいない場合、記録様式でも可)
6. 直近月の任意の1週間分のサービス提供責任者と従業者間の伝達・報告の記録と当該期間の利用者一覧表及び各利用者の実績記録票
7. 直近月のサービス提供責任者から従業者への伝達記録と当該月の利用者一覧
8. 前月実績において全ての時間帯にサービス提供していることがわかる記録、運営規程
9. 加算算定希望月の勤務形態一覧表(予定)

【全サービス共通（移動支援・地域活動支援事業所を除く）】

3 令和8年度分の障害福祉サービス等処遇改善加算の届出について

本加算は、福祉・介護職員等の賃金改善に充当されることを目的に算定される加算です。令和8年度も引き続き算定する場合は、改めて届出が必要になります。（期限までに届出されないと4月以降は算定できなくなります。）

※令和8年度報酬改定により令和8年6月以降、処遇改善加算の対象が拡充され、相談支援事業所も対象となる予定です。

(1) 提出方法

Web上での専用提出フォームによる電子データの提出

「(3) 提出書類」掲載ページに、提出フォームのリンクを掲載します。

(2) 提出期限

令和8年4月15日（水）厳守

(3) 提出書類

様式は以下からダウンロードしてください。

>TOP>事業者の方へ>新着情報>令和8年度分の障害福祉サービス等処遇改善加算の届出について

(注) エクセルファイルのまま添付してください。シートの削除や加工等をしたり、PDF形式に加工したりしないようお願いします。

【全サービス共通（相談支援・移動支援・地域活動支援事業所を除く）】

4 令和7年度分の障害福祉サービス等処遇改善加算の実績報告について

提出方法及び提出期限については、後日ウェルネットなごやの事業者向け新着情報にてお知らせします。

【全サービス共通（基準該当・移動支援・地域活動支援事業所を除く）】

5 休止及び廃止の届出について

事業を休止または廃止する場合は、「廃止・休止・再開届出書（第5号様式）」とともに、利用者への対応状況を確認するため、「事業所廃止（休止）に伴うサービス継続を希望する利用者への措置状況一覧（市様式例35）」を必ずご提出ください。

なお、休止または廃止に係る届出の提出期限は休止・廃止する日の1か月前までです。その提出期限に間に合うよう、事前にウェルネットなごや掲載の専用LoGoフォームより「指定相談等初回相談申込書」を添付し、休止・廃止に係る相談申込を行ってください。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜すい）
第 43 条第 4 項 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

【日中活動サービス等】

6 利用日数特例について

利用日数特例の適用を受ける事業所は毎年度届出が必要です。適用を受ける事業所は、下記のとおりご提出ください。

(1) 提出方法

Web 上での専用提出フォームによる電子データの提出

「(3) 提出書類」掲載ページに、提出フォームのリンクを掲載します。

※今年度より提出方法を変更していますのでご注意ください。

(2) 提出期限（4 月から特例の対象期間とする場合）

令和 8 年 3 月 31 日（火）厳守

(3) 提出書類

様式は以下からダウンロードしてください。

>TOP>事業者の方へ>新着情報>令和 8 年度分の利用日数特例の届出について

- ・利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る（変更）届出書
- ・年間スケジュール表など年間を通じた事業計画がわかる資料
- ・利用日数に係る特例を受ける場合の利用日数管理票

Ⅱ 従業者について

【行動援護】

1 行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件については、経過措置が令和8年度（令和9年3月31日）まで再延長されています。

下記の要件をご確認いただき、引き続き計画的に行動援護従業者養成研修を受講いただきますようよろしくお願いいたします。

愛知県内の居宅介護職員初任者研修等指定事業者については、愛知県障害福祉課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/kenshu-kyotaku.html>

(1) サービス提供責任者【解釈通知第三の1の(7)の②参照】

原 則

「行動援護従業者養成研修修了者」

＋「知的障害児者または精神障害者の直接業務3年（540日）以上」

経過措置 <H27.4.1～R9.3.31> ※計画的に研修受講してください。

「居宅介護サービス提供責任者の要件」

＋「知的障害児者または精神障害者の直接支援業務5年（900日）以上」

（注）経過措置は、令和3年3月31日において要件を満たしている場合に限り適用されます。

(2) 従業者【厚労省告示平成18年第548号の第11号参照】

（経過措置の場合も、減算の適用はない）

原 則

「行動援護従業者養成研修修了者」

＋「知的障害児者または精神障害者の直接業務1年（180日）以上」

経過措置 <H27.4.1～R9.3.31> ※計画的に研修受講してください。

「居宅介護従業者の要件」

＋「知的障害児者または精神障害者の直接支援業務2年（360日）以上」

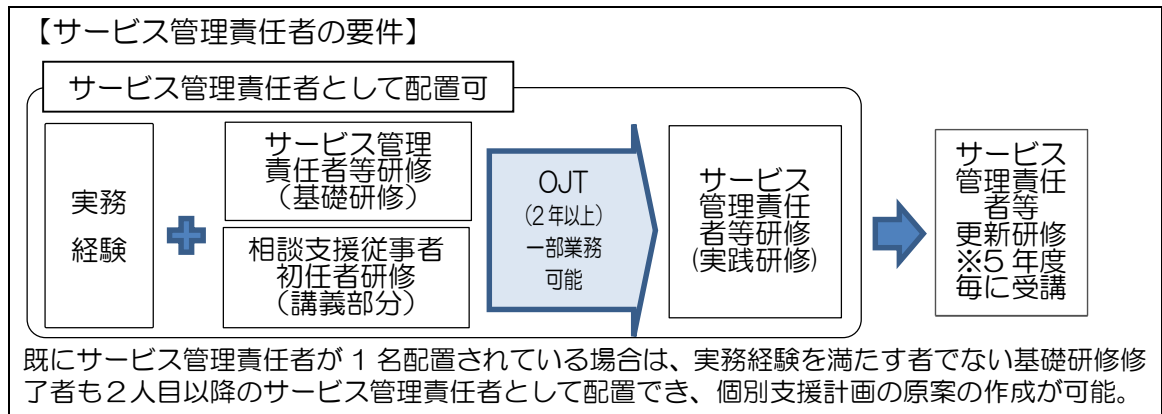
（注）経過措置は、令和3年3月31日において要件を満たしている場合に限り適用されます。

【日中活動サービス等】

2 サービス管理責任者について

(1) サービス管理責任者の資格要件確認について

当該法人において初めてサービス管理責任者に配置する場合、実務経験等資格要件を満たしているか、事前に確認していただくようお願いしています。



(2) サービス管理責任者実践研修の受講資格に係る届出について

令和5年6月30日付でサービス管理責任者等に関する告示が改正され、実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）の期間（2年以上）について例外規定が設けられており、その適用を受けるためには届出が必要です。

(3) サービス管理責任者の欠如について

サービス管理責任者が退職等により不在となった場合、不在（欠如）となった日から10日以内に変更届出書の提出が必要です。

また、サービス管理責任者が欠如した日の翌々月から「サービス管理責任者欠如減算」が適用されますので、その旨の届出を「介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出書」により提出が必要です。

(4) サービス管理責任者の更新研修について

令和元年度よりサービス管理責任者等の研修制度の見直しに伴い、サービス管理責任者等更新研修が新設されました。

サービス管理責任者の資格を継続するためには、実践研修修了年度または前回の更新研修修了年度の翌年度から起算して5年度毎に一度、更新研修を修了する必要があります。

更新研修を修了しない場合、サービス管理責任者の資格を満たさなくなりますので、期限内に修了してください。

※（1）～（3）の手続きの詳細は、ウェルネットなごやの「変更届の手続きについて」のページをご覧ください。

Ⅲ その他

【全サービス共通（基準該当・移動支援・地域活動支援事業所を除く）】

1 情報公表制度に係る障害福祉サービス等の報告について

情報公表制度においては、原則年1回更新が必要ですので、情報公表システムにより事業所の基本情報・運営情報・経営情報を入力・報告ください。

【報告期限】

基本情報 ※1	運営情報 ※1	経営情報
令和8年7月31日	令和8年7月31日	毎会計年度終了後、 3か月以内 ※2

※1 基本情報、運営情報は令和8年4月末時点の情報を入力・報告してください。

※2 経過措置として、令和7年度経営情報（令和6年度決算情報）の報告期限は令和8年3月31日までとなります。

<令和X年度決算情報とは>

障害福祉サービス等情報公表システムにおける経営情報の報告（経営情報の見える化）において、令和X年度決算情報とは、会計年度の始期が「令和X年1月～12月」のものとされています。

（例）令和6年度決算情報

会計年度の始期が「令和6年1月～12月」のもの

会計期間 令和6年1月～12月

会計期間 令和6年4月～令和7年3月

会計期間 令和6年10月～令和7年9月 等

（詳細は WAM ネットの障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板に掲載の「操作説明書」「記入要領」「よくある質問 (Q&A)」及びウェルネットなごやの「情報公表制度について」のページ (TOP > 事業者の方へ > 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務 > 情報公表制度について) 参照。)

未公表事業所は、早急に入力・申請をお願いします。

（令和6年度報酬改定により、未公表の場合の減算制度が設けられました）

【全サービス共通】

2 申請・届出受付業務の委託について

障害者支援課（事業者指定担当）では、障害福祉サービス事業所における障害福祉サービス等にかかる申請・届出受付業務の一部について、下記のとおり委託しています。手続きによって窓口が異なりますのでご注意ください。

(1) 委託開始日

令和6年12月1日

(2) 受託者

東京都豊島区東池袋4丁目5番2号 ライズアリーナビル14F
株式会社バックスグループ
代表取締役社長 岡田 努

(3) 相談窓口

申請・届出		相談窓口
指定申請（新規）		名古屋市役所 障害者支援課 事業者指定担当 電話番号：052-242-2460 E-mail： a3965@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
変更届	事前相談が必要なもの	〒460-0008 名古屋市中区栄三丁目18番1号 ナディアパークビジネスセンタービル 11階 指定分室 8時45分～17時15分 (土・日曜日、祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く)
	その他	名古屋市役所 障害者支援課 指定指導業務受託者 (株式会社バックスグループ) 電話番号：080-5975-2577 (2578, 2579) E-mail： a3965-02@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
更新申請		〒460-0008 名古屋市中区栄三丁目18番1号 ナディアパークビジネスセンタービル 11階指定分室
加算届		8時45分～17時15分 (土・日曜日、祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く)

【全サービス共通】

3 障害福祉サービス新規参入事業者向け研修について（ご案内）

障害特性に関する理解等を深めていただくことにより、より利用者の方の支援の質の向上を図っていただくことを目的として、平成26年9月から初めて障害福祉サービス事業に参入される法人の代表者、管理者の方を中心に受講いただいております。定員枠に空きがある場合、どなたでも受講が可能です。

また、「名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」にて、各事業所において「障害特性に関する研修」を従業者に対し、実施することが義務付けられています。

そのため、定員枠に空きがある場合、新規職員の方等に受講いただくことも可能ですので、ぜひご活用ください。

なお、開催予定や申込方法等の詳細については、ウェルネットなごやの記事をご確認ください。

<研修内容>

午前 障害特性の理解や地域との共生、障害福祉サービスの制度概要についての講義

午後 障害者虐待防止と権利擁護についての講義
施設見学（中継映像による見学方式）

<受講料>

2,000円（1事業者あたり）

令和 8 年度 移動支援事業従業者養成研修を実施する登録法人の募集

日頃は、本市障害福祉行政の運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。令和 7 年度（令和 8 年 1 月 1 日現在）は登録事業者 11 か所、養成人員 75 名となっており、令和元年度以降はコロナ禍の影響もあって養成人員が伸び悩む一方で、ガイドヘルパーの不足が深刻な状況は依然続いています。

名古屋市では必要な移動支援従業者を確保するため、養成研修を実施していただける登録法人を募集しております！

移動支援事業従業者養成研修の目的

知的障害者を対象にしたガイドヘルパーを養成し、名古屋市における移動支援事業に従事する資格を与えるもの

- 登録を受けられる者
愛知県に事業所を有する法人
- 研修内容
講義：障害者（児）福祉の制度とサービスガイドヘルパーの制度と業務
ホームヘルプサービス概論、ホームヘルパーの職業倫理
障害・疾病の理解、移動介助の基礎知識、障害者（児）の心理等
演習：移動介助の基本技術
- 受講料：各事業者が定める

（詳細はこちら）ウェルネットなごや

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/specification/yousei_kensyu.html



受講者の募集開始の 2 ヶ月前までに、名古屋市へ登録をしていただく必要があります。研修内容のご相談（予約制）のため、事前に下記担当までご連絡ください。



（問い合わせ先）

健康福祉局障害者支援課

事業者指定担当

電話：（052）242-2460

FAX：（052）242-2461